

# 范成大に於ける紀行詩

—紀行文「石湖三録」との関連を中心に—

大西陽子

范成大（一一二六—一九三、字致能）は代表作である連作六十首の「四時田園雜興」によって、しばしば田園詩人として語られてきた。だがその一方で、各地へ旅した折に自然の景観を描写した山水詩も数多く詠まれ、彼の詩作にとって重要な位置を占めていることを見のがすわけにはいかない。とりわけ紀行の道程に即して詠まれた連作詩は、范成大に特異な詩作の試みである。本稿ではこのような作者自らが編纂し作品化した連作詩を紀行詩と称することにする。

范成大と同世代で交游のあった陸游（一一二五—一二一〇、字務観）・周必大（一一二六—一二〇四、字子充）はそれぞれに、前者は『入蜀記』、後者は『癸未歸廬陵日記』『吳郡諸山録』『廬山録』などの日記形式による紀行文を残しているが、紀行詩を作品化した形跡は見当たらない。陸游について言えば、『入蜀

記』の紀行の間の詩は『劍南詩稿』卷二の「將赴官夔府書懷」（將まきに官に夔府に赴かんとして懷まいを書す）から「登江」までの六十一首に相当すると思われるが、『入蜀記』の内容と綿密に対照することによって始めて確認できるものであり、詩集中に於けるその前後の詩との境界線が引き難い。こうした点から見ても、范成大の紀行詩は南宋期に於いて特異な精彩を放つていると言えよう。そこで以下では范成大の紀行詩を取り上げ、それらと同時に並行して書かれた紀行日記「石湖三録」（『攬轡録』『騷鸞録』『吳船録』）との関連を考慮しながら検討していきたい。

范成大の詩集は現在は『石湖居士詩集』（四部叢刊本）その他で見ることができ、当初は「初め王筠1に倣ひ、一官ごとに一集あり。後に自ら衰次して石湖集一百三十六卷を為す」（周必大「資政殿大學士贈銀

青光祿大夫范公成大神道碑」とあるように、自らの手によって編纂された全集の形で刊行されたものである。但し通行する詩集三十四卷本の分巻については、おそらく『四庫全書提要』集部別集類・石湖詩集の条で考証するように、『石湖詩集』巻十一「偶書」詩注に「以下十五首、三十年前所作、續得殘稿、附此卷末」と記されていることから、作者自身の編纂と大きく異なることはないと考えられる。そしてこの詩集の特筆すべき点は、従来のように詩体別による分巻ではなく、詩作の年代順によっていることである。これは一つには詩の製作年代がかなり克明に記録されていて編集が容易であったこと、またこの『石湖詩集』編纂以前に紀行詩などのいくつかの作品が単行で既に作品化されていたことが原因として挙げられよう。

ではこの范成大の紀行詩とはどのようなものであるのか。本論に入る前に、まず紀行詩と紀行文との關係を明らかにしておく必要がある。

「石湖三録」のうちの最初の紀行文『攬轡録』は、乾道六年に金へ赴く使者としての旅の公的記録であるが、この紀行に際して詠まれた連作の紀行詩が『石湖詩集』巻十二全巻に相当する。全七十二首の七言絶句の連作であり、范成大の紀行詩としては最も熟知され

ているものである。『永樂大典』卷一三〇七五の「灰洞」の条では「范成大北征集」として、以下「灰洞」詩の自注を引用していることから、元来は『北征集』という単独の形をとっていたことがわかる。

乾道八年に呉郡から桂林に赴任する『驂鸞録』の紀行では、『石湖詩集』巻十三の全一卷四十二首が紀行詩に相当する。その最初の詩題「與吳興薛士隆使君遊弁山石林先生故居」（吳興の薛士隆使君と弁山の石林先生故居に遊ぶ）の下に『石湖集』編纂の際に作者自らが施こした注があり、「此卷乾道壬辰冬赴廣西道中所作、舊名南征小集」（此の巻は乾道壬辰の冬、廣西に赴く道中に作る所にして、舊南征小集と名づく）と記されており、『北征集』同様に『南征小集』という名称で単行の形で存在していたものである。

『吳船録』に相当する成都から呉郡への帰省の旅は、『石湖詩集』では巻十八・十九の全百十一首がこれに当たる。この紀行詩が単独で刊行されていたかどうかを明確にしてくれる資料は残念ながら見当たらないが、詩集の構成上からみても一連の紀行詩と見なすことができよう。わが国では寛政十二年（一八〇〇年）に松本慎校閣による『石湖蜀中詩』と題する和刻本があり、この二巻が少なくとも後世にあって独立した一連の作

品群として『吳船録』と併せ読まれていたことは確かである。

この他、紀行文こそ書かれていないが、『石湖詩集』巻十五・十六の百三十五首もまた桂林から成都へ赴く間の紀行詩である。この紀行詩がやはり単行で存在していたことは、陸游の「范待制詩集序」（『渭南文集』巻十四）から窺知できる。

或曰、公之自桂林入蜀也、舟車鞍馬之間、有詩百餘篇、號西征小集、尤雋偉、蜀人未有見者、蓋請於公以傳、屢請而公不可、彌年乃僅得之。於是相與刻之、而屬某爲序。

或るひと曰く、公の桂林より蜀に入るや、舟車鞍馬の間、詩百餘篇有り、西征小集と號す、尤も雋偉なれど、蜀人未だ見る者有らず、蓋そ公に請ひて以て傳へざる、と。屢請へども公可となさず。彌年乃ち僅かに之を得たり。是に於て相與に之を刻し、而して某に屬して序を爲らしむ。

この条から『西征小集』が刊行され多くの読者に供されるようになった経過がわかる。

以上概括して述べてきた范成大の紀行文と紀行詩の

関係を表にすると左記のようである。

	『石湖詩集』	紀行詩	紀行文
卷十一		『北征集』	『攬轡録』
卷十三		『南征小集』	『驂鸞録』
卷十四		(『乙稿』)	
卷十五・十六		『西征小集』	
卷十七		(在成都)	
卷十八・十九		△石湖蜀中詩▽	『吳船録』

范成大が紀行に際して詠んだ一連の詩をそれぞれに作品化したことは以上述べてきた通りであるが、その中でもひとときわ特異な特徴を備えているのが『北征集』である。なぜならこの紀行詩は詩題・詩体すべてに於て構成上極めて統一性・一貫性を有しているからである。先述したように、これら七十二首は全て七言絶句から成り立っており、詩題も「渡淮」に始まり「汴河」「虞姬墓」「宿州」「雷萬春墓」「雙廟」……と地名も

しくは地点を示す簡潔な二・三字のものであり、形式の上からも一見して、作者が計画的に構築した作品群であると言ふことができよう。

このような連作の紀行詩として先行する名高い例は杜甫が唯一であり、范成大は恐らく多分に杜甫の紀行詩を模範にしていると思われる。杜甫の紀行詩とは、彼が「紀行」と自注を施している詩、すなわち乾元二年（七五九年）に秦州を出発して同谷に至る間と、同谷から成都までの間の二度の紀行に於ける各々十二首を指す。これは最初の詩題「發秦州」の下に「乾元二年、自秦州赴同谷縣、紀行十二首」と自注があり、同谷縣で詠まれた詩を挟んで、後半十二首についても同様に「發同谷縣」の詩題の下に「乾元二年十二月一日、自隴右赴劍南、紀行」と自注が施されている。これら二組の紀行詩は、全く対称的な構成を成している。すべて同じ五言古詩の詩体である上に、詩題は前半の紀行詩が「發秦州」「赤谷」「鐵堂峽」「鹽井」「寒硤」「法鏡寺」「青陽峽」「龍門鎮」「石籠」「積草嶺」「泥功山」「鳳凰臺」となっており、後半についても同様で、両紀行詩の第一首が「發」という詩題である以外は、いずれも全て地名などの固有名詞だけの説明的要素を伴わないものであり、杜甫自身が意図的に

構成した連作詩である。この杜甫の紀行詩は第一首の詩題と詩注によつて連作の紀行詩であることを明示し、読者に紀行という連続する行為の追体験を可能にせしめる効果を供している。つまりここでこの詩題による地名の提示が紀行の空間移動の連続性を導く役割を果たしているのである。紀行詩は詩という本来一首一首の閉じられた作品空間を繋がりのある作品群として二重の枠組構造に構築したものととして把握することができよう。

范成大の紀行詩を考察する上で、この杜甫の先例を度外視するわけにはいかない。杜甫の紀行詩に見られるような構成の統一性という特徴は、范成大の『北征集』に於ける場合と酷似しているからである。

既に述べた通り、范成大が紀行という主題を作品化した最初は、紀行詩・紀行文とともに金国に赴く使節として大任を背負った北征の旅に際してである。『攬轡録』は義務的に提出を課せられた公的記録としての必要上、予め作品化の意図をもってなされた克明な記録に基づいて編纂されたものである。一方『北征録』についてみれば、詩人として自ら任ずる彼が私的な意味での紀行録を紀行詩という形をとつて作品化したものだと考えてよさそうである。そしてこの紀行詩の形

式面に於ける構想は既に旅に臨む時点で概ねでき上がっていたと思われる。なぜなら『北征集』作成のための基礎となる試みがそれ以前の旅において行われた形跡があるからである。『石湖詩集』から判断する限りにおいても二度の連作の紀行詩の試みを抽出することができる。

一つは巻三の「半塘」以下の二十首がそれである。「半塘」の詩題の下には「以下二十首、城西道中」と杜甫の場合同様の自注によって紀行詩であることが明記されている。そして二十首の詩は全て七言絶句、詩題も「楓橋」「横塘」「胥口」と続く地名によるものであり、詩体が七言絶句の形を採っている点で杜甫と大きく違うだけである。だがそれ以前では、紹興二十三年に書かれた「南徐道中」（『石湖詩集』巻一末首）の詩題の下の自注に「以下赴金陵漕試作」とあり、巻二の「讀史三首」に至るまでは道中及び金陵で詠まれた詩であるが、詩題についても「望金陵行闕」「曉行」「秦淮」「重九獨登賞心亭」「荆公墓二首」云々と不統一であり、詩体も一定しておらず、紀行詩としての構成上の意匠はさほど認められない。従ってこの「城西道中」二十首が紀行詩としての最初の試みであると思われる。

詩の内容面に關してはどうであろうか。金陵の解試に赴く旅では、「歳已看成暮、身今未得歸」（歳已に看暮みせぢと成るに、身は今未だ歸るを得ず）、「羈遊吾亦倦、客程殊未已」（羈遊吾も亦た倦み、客程殊に未だ已ままず）と郷愁の念を抱く自らを内觀した表現が散見する。この点では杜甫の紀行詩もまた△吾△我△遊子△といった語が句中に頻出し、自照的側面が強いことで相通じる部分がある。だが「城中道中」の紀行詩では故郷附近の風景風俗を写實的に描写した山水詩と呼ぶにふさわしく、作者の視点は一貫して外觀に對しているため、范成大の目に映じた景觀がそのまま映像のように連続的に展開する感がある。

二度目の統一性のある紀行詩は『石湖詩集』巻七に取められている「淳安」以下の七言絶句十五首である。この詩題の下にもやはり「以後十五首、沿檄嚴杭道中」と自注が附されている。この十五首も形の上からは極めて統一されたものである。但しこの紀行詩の特色は、景勝地の風景描写にとどまらず、民間の人々の風俗・習慣などを描写しようという、後に田園詩人と称される彼の面目躍如たる晩年の志向の一端を垣間見ることが出来る点にある。十五首のうちの最後四首は詩題が「刈麥」「插秧」「曬繭」「科桑」となっており、こ

れまで地名に限られてきた原則が破綻している。また詩注に於いても多く民間の人の言葉や言い伝えなどを引用している。従ってこの紀行詩は旅の道程に沿って展開するという紀行詩としての体裁を多少欠いていると言えるかも知れない。

その他、同じ巻七の「休寧」以下九首は、紹興三十年の秋に休寧に至ってから、祁門・鄱陽湖・黄山などの各地に遠遊した際の景勝を描いた五言古詩で、詩体・詩題ともに統一されている。しかしこれらは遊覧であつて連続的な空間移動である紀行に相当しないためであろうか、自注その他によつて九首の関連性は明記されておらず、紀行詩として扱うわけにはいかないものである。

以上のように、詩の製作年代順に配列された『石湖詩集』に於ては、詩体・詩題を統一した意図的な構成による連作の紀行詩が『北征集』以前に試作されていることが確認できた。これらの試みはみな、七言絶句・地名による詩題・作者の視点の一貫性と形式・内容全ての点に於て極めて作品としての完成度の高い『北征集』製作の素地となつていたのであろう。だがこれらの旅に際しては、まだいづれの場合も紀行文にあたる散文が書かれた形跡は見当たらない。つまり范成大

にとつて紀行という主題を一つの作品として表現しようという試みは、明らかに詩のジャンルに於いて先行していたのである。

## 二一

范成大にとつて最初の紀行文と紀行詩の刊行は、図らずも同じ紀行に基づくものであつた。だがこの両者が刊行されるに至る経過には隔たりがある。公的記録である『攬轡録』は、親友の陸游が手にとつて読んでいるのが紹興三年（一一九二年）と二十年あまりも経つていること<sup>10</sup>から考へて現行のテクストが上奏された時の形とそのまま一致するものかどうかといった版本上の問題を含んではいるが、刊行され広く一般に読まれるようになるのは、彼の金国での武勇伝を聞き知つた者たちの要請によつたのではないかと推測する。何故ならこの紀行に於ける真の意味で読者に供したいと考へた紀行録は、予め構想をもつて臨んだ『北征集』でこそある。このようにどちらとも相互の関連性に言及していない各々独立した作品とみなすことができる。では実際これら紀行文と紀行詩は表現の上でどのような相違がみられるのであろうか。以下両者を具体的

に比較検討し明らかにしていきたい。

まず作品構成上の大きな相違点としては、作品空間として提示されている道程の違いが挙げられよう。『攢轡録』に於ては、出発点は「六月甲子、出國門」と当時の都臨安の城門を出た時点である。それに対し『北征集』は淮河を渡った時点となっている。淮河は△紹興の和議<sup>22</sup>以来の宋金の国境線である。金の地に足を踏み入れてからこそが彼の視察としての任務遂行の始まりであり、実質の出発点に相当すると言うことができよう。『攢轡録』にあつてもまた「八月戊午、渡淮」までの約二ヶ月間は全く記述が無い空白となつており、この日金の接判使に対面した時点から始めて道程及び行動の詳細な記録が始まつている。

紀行の到着点について見れば、『攢轡録』では燕山での儀式を終えて引き返す帰路についても簡潔ながら記述し、「戊午、渡淮」とやはり淮河を越えた時点で閉じられている。『北征集』は金の都燕山にある外国使臣接待所である「會同館」で終わり、帰路には言及されていない。本来范成大の使者としての任務はこの會同館から宮中に出仕して金の皇帝に謁見することにある。紀行詩はこの地点で自らの任務に臨む堅固な決意を叙情的に表白したこの詩を結びとし、任務の実際

については全く取り上げていない。

### 「會同館」

萬里孤臣致命秋

萬里孤臣 命を致す秋<sup>とま</sup>

此身何止一漚浮

此の身何ぞ止だに一漚の浮ぶのみならんや

提攜漢節同生死

漢節を提攜し生死を同じくす

休問羝羊解乳不

問ふを休めよ 羝羊解く乳するや不<sup>いな</sup>やと

このように『北征集』の作品空間が紀行の片道の到着点で閉じられているということは、范成大があくまで一私人として、旅先での見聞を描写した紀行を主題とした連作詩にしかつたことの意味ではないだろうか。

両者の相違は表現・内容の点からも顕著に見て取ることができる。『北征集』の第一首「渡淮」の詩題の下には「八月十一日渡盱眙、過泗州、順風如飛」（八月十一日、盱眙を渡り、泗州を過る、順風もて飛ぶが如し。）という自注があり、また続く同日の作と思わ

れる「汴河」にも「汴自泗州以北皆涵、草木生之。土人云、本朝恢復賈回、即河須復開」（汴は泗州より以北皆涵れ、草木之に生ず。土人云へらく、本朝賈回を恢復せば、即ち河須らく復た開くべしと。）とやはり自注が附されている。しかしこれら二首の自注のような紀行文に匹敵する記述は『攬轡録』の八月戊午の条には見られない。『攬轡録』のこの日の記述は金の二人の接判使の装束を客観的に描写しているにすぎないこの例からも『攬轡録』が事務的報告事項を専ら記述しているのに対し、『北征集』が私的な関心事を述べていることは明白であろう。

『攬轡録』は公的記録であることから内容・表現の点で大きな制約があるが、『北征集』はその点で言葉を選ぶことなく自らの思いを直截に表現することができる。『北征集』の詩注の記録的記述と『攬轡録』の記述が重複する箇所を例に挙げて、以下語句に見る表現の相違を確認してみたい。

側望端門、舊宣德樓也。金改爲承天門。（『攬轡録』八月庚午）

側に端門を望む。舊宣德樓なり。金改めて承天門と爲す。

虜加崇葺、偽改曰承天門。（『北征集』「宣德樓」詩注）

虜崇葺を加へ、偽りて改めて承天門と曰ふ。

過大相國寺、傾簷缺吻、無復舊觀。（『攬轡録』八月丁卯）

大相國寺を過るに、簷傾き吻缺け、復た舊觀無し。寺榜猶祐陵御書、寺中雜貨、皆胡俗所需而已。

（『北征集』「相國寺」詩注）  
寺榜は猶ほ祐陵御書たるも、寺中の雜貨は皆胡俗の需むる所なるのみ。

至邯鄲縣牆外。居民以長竿磔白犬、自尻洞其首。

別一竿、縛茅浸酒、揭於上。云女真人用以祭天禳病。（『攬轡録』八月甲戌）

邯鄲縣の牆外に至る。居民長竿を以て白犬を磔き、尻より其の首を洞く。別に一竿もて、茅を縛り酒を浸し、上に掲ぐ。女真人用ひて以て天を祭り病を禳ふと云ふ。

驛後有磔犬祭天者、大抵盡爲胡俗。（『北征集』「邯鄲驛」詩注）



驛後に犬を磔き天を祭る者有り。大抵盡く胡俗爲り。

以上の例の傍点を施した部分を比較するだけでも一目瞭然なように、『北征集』では主観的な価値観の加わった作者自身の言葉で書かれているのに対し、『攢轡録』では公的文書としての配慮が見られる。

とりわけ彼は北宋の都であった開封に地に入つてからは、その変わり果てた姿に嘆息し憂国の思いが已まなかつたようである。詩にあつては作者の内奥に秘められた義憤が、更に一層顯著に時には旧蹟の故事に託されて、或いは時に直截に表出されている。

「州橋」

州橋南北是天街

州橋南北是れ天街

父老年年等駕廻

父老年年 駕廻を等つ

忍涙失聲詢使者

涙を忍び聲を失ひて使者に詢ふ

幾年真有六軍來

幾年か真に六軍の來たる有るか

「壺春堂」

松漠丹成去不歸

松漠として丹成り去りて歸らず

龍髯無復有攀時

龍髯復た攀がる時有ること無し

芳園留得觚稜在

芳園 觚稜在るを留め得たり

長與都人作淚垂

長へに都人と淚垂を作す

あまりにも無残に変わり果てた都の姿を目のあたりにし悲嘆ひとしおであつたであろう范成大は、連作詩で畳み掛けるように切々と現状を描写している。だがここでもまた『攢轡録』はただ「民亦久習胡俗、態度嗜好與之俱化」（民も亦た久しく胡俗に習ひ、態度嗜好は之と俱に化す。）と客観表現に勉め、金の支配下での変貌ぶりを「金改」と羅列することしか許されていない。『攢轡録』のこのような表現上の規制が、む

しろ詩における自己の感情吐露をより激越にしたのではなかったかと思われる。

繰り返しになるが、以上見てきたように『攬轡録』があくまで義務づけられた公的記録であつたのに対し、作者自身が真に文学作品として意図したものはすべて『北征集』にこそ集約されていたとみなすことができよう。しかもそれは統一性のある連作紀行詩という体裁を借りた、同時に末から金という時代交替の顛末を描写した詩史にも値する作品群と言えるのではないだろうか。

### 三三

范成大の紀行詩の形態は『北征集』に於て見事に完成したと思われる。しかし以後の紀行詩では形式を統一した連作の紀行詩は作られていない。『北征集』に続く『石湖詩集』巻十三・十四にあたる『南征小集』は『騷轡録』とパラレルに作品化された紀行詩である。しかしこの紀行詩は一見してわかるように『北征集』ほどの統一性をもたない。まず第一に詩体にしても五言古詩・七言絶句・五言律詩等様々な詩体が入り混じっており、更に一詩題に数首詠まれているものもある。

また詩題も説明的な長いものが多く、『北征集』以前の紀行詩に見られた特徴が全くあてはまらない。その後の紀行詩『西征小集』と『吳船録』にあたる紀行詩も同様である。

では何故『南征小集』以後統一された紀行詩が作られなくなつてしまつたのであろうか。結論から先に言つてしまえば、范成大にとつて紀行文の重要性が増し、紀行文と紀行詩が相互に関連する作品として作られるようになったためであろう。

『騷轡録』は先行する『攬轡録』とは打つて変わつて、全く私的な意味での紀行文である。赴任のためのこの旅は、どちらかというと遊覧的要素も兼ねている。従つてこの紀行に際して自らの行動や感慨を表現する上での制約は全くない。紀行文は記録として、詩は叙景・叙情の表現手段としてそれぞれにふさわしく作品化されるようになったのである。

彼が自ら紀行文を紀行詩と関連させながら書いていることは、『騷轡録』の文中に自らがその場で詠んだ詩について言及している箇所が見られることから明瞭であろう。

始予自紹興己卯歲、以新安戶曹治檄來、識釣臺、

題詩壁間、後十年以括蒼假守、被召復至、自和二篇、<sup>(14)</sup>  
及今又四年、蓋三過焉。復自和三篇。薄宦區區如此。  
豈惟愧羊裘公。見高師灘子慚顏亦厚。乃併刻數字於  
右廡柱間、而宿西口。

始め予紹興己卯の歳、新安戸曹を以て檄に沿りて  
来り、釣臺を識り、詩を壁間に題してより、後十年  
括蒼の假守を以て、召されて復た至り、自ら二篇を  
和す、今に及ぶに又四年、蓋し三たび過るなり。復  
た自ら三篇を和す。薄宦區區たること此の如し。豈  
惟だ羊裘公に愧じるのみならん。高師灘子を見るに  
慚顔も亦た厚し。乃ち併せて數字を右廡柱間に刻し、  
而して西口に宿す。

これは『騷鸞録』乾道癸巳（九年）正月一日の条の記  
述であり、当然読者に同時に詩を併せ読んでもらうこ  
とが期待されていよう。この時詠まれた詩は『南征小  
集』では「乾道己丑守括、被召再過釣臺、自和十年前  
小詩、刻之柱間、後五年自西掖帥桂林、癸巳元日、雪  
晴復過之、再用舊韻三絶」（乾道己丑括に守たり。召  
されて再び釣臺を過る。自ら十年前の小詩に和し、之  
を柱間に刻す。後五年西掖より桂林に帥たり。癸巳元

日、雪晴れて復た之を過り、再び舊韻を用ひし三絶。）  
と題する七言絶句で、詩題がほぼ『騷鸞録』の記述の  
概要となっている。

右の例は紀行文中から詩の存在がわかり、紀行詩の  
みから詩の詠まれた時の状況を知ることができるとい  
う特殊な場合である。普通には両者を照合することに  
よって始めて鮮明に理解されるのである。統一性のな  
い紀行詩は一首一首の相互の関連性が稀薄であるため、  
紀行の道程を導く連続性はあきらかに紀行文が担うこ  
とになる。つまりこの紀行においては、独立した作品  
としての紀行詩『南征小集』の完成度は『北征集』に  
及ばず、詩はむしろ紀行文を補う形に移行したと言え  
よう。

『呉船録』に於ても同様で、紀行文中に詩句の一部  
を引用している箇所がある。六月丙戌の条では、万景  
楼から四川の絶景を一望に納めて感嘆の言葉をもらす。  
萬景之名、真不濫吹、余詩蓋題爲西南第一楼也。  
萬景の名は真に濫吹ならず、余が詩は、蓋し題し  
て爲さん西南第一の楼と。

ここで引用されている自作詩は、「若爲喚得活翁起、

題作西南第一樓」（黄山谷を呼び起こすことなどできようはずもないが、もしできれば彼もこの万景樓が西州で最も眺めのよい樓閣であると題壁を訂正するであろう。）という「万景樓」詩の末句である。黄山谷の頃にはまだ万景樓が無かったために、彼が古安樂園に「見水繞烏尤惟此亭耳」（水の烏尤を繞るを見るはただこの亭のみ）と題字を書いたことを指して詠んだものであることが、詩を併せ読むことで理解できる。

この紀行に於ては紀行文と紀行詩の相関関係は一層密接になっている。『騷鸞錄』では詩の存在に言及するのみで表面的には紀行詩とはそれぞれ独立した作品であったのに対し、『吳船錄』では一部とは言え詩句そのものが引用され、しかも詩を読まないことには記述の内容が正確に理解できないことから、両者が併せ読まれることは自明の前提となっているためである。このことを裏づける証左として更に一例を挙げよう。

『吳船錄』八月壬午の条では、南樓の宴席で詠まれた「水調歌頭」と題する自作の詞が全篇引用されている。詞は紀行詩に相当する『石湖詩集』卷十八・十九には所収されていないため、紀行文中に全文を掲載したものとと思われる。だがここで特筆しておきたいのは、『吳船錄』中に於けるその掲示の仕方も、現行の『知

不足齋叢書』本の形態は、「坐中亦作樂府一篇、俾鄂人傳之」（坐中にて亦た樂府一篇を作り、鄂人をして之を傳へしむ。）という本文の後に双行で割注のような形で引用されていることである。このことは、紀行文はあくまで散文のみによって書かれ、詩歌を融合する構成はとらないという意識の表われであろうと思われる。

范成大の紀行文として現存する作品は「石湖三録」の三篇のみである。桂林・成都間の紀行では紀行詩『西征小集』のみが作品化されており、紀行文の存在を知る手がかりはないが、この紀行詩もまた形式面では不統一なものである。

范成大に於ける紀行詩を通時的に見た場合、『南征小集』以後『北征集』のような統一性・一貫性がなくなり連作詩としての完成度は軽減したが、逆に詩一首一首は詩題・詩体の束縛から解放され、本来の独立した作品世界としての表現の幅が拡がり自在な形態をとることが可能になったのだと言うことができよう。

#### 四

以上において、范成大に於ける紀行文と紀行詩の関

係は、紀行文が公的記録から私的散文へと移行した時点で大きな変化を来たしていることを確認してきた。両者が相互に関連することで、紀行という主題そのものは多面的で立体的な表現の場を獲得するようになった。だが両者が融合される形態をとるには至らなかつた。しかし紀行詩が全く散文と乖離されて詩のみによつて構成されているわけではない。紀行詩にとつて、詩題・詩注・詩序といういわば詩に附随する補助的散文が紀行の道程を導く上で実は不可欠な要素であることは留意しておく必要があると思われる。

まず詩題に着目してみる。先述したように『北征集』の地名による統一的詩題は紀行の空間移動を導く役割を果たしていた。『南征小集』以降の紀行詩では詩題の制限がなくなり、字数の上では圧倒的に長い詩題が増えている。だが記述の内容という点から見れば、全く自在になつたわけではなく、やはり地名の提示がある他に記録的要素の加わつた説明的なものが多い。前に挙げた『南征小集』の詩題に顕著なように、詩題そのものが紀行日記の一日の条のいわば紀行文に匹敵する場合も少なくない。

但しここで興味深いことには、紀行文にとつて不可欠な要素である日付という時間的記録は、紀行詩にと

つてはさほど重要な意味をもたないと思われる。

紀行詩における時間揭示としては、『北征集』では最初の詩題の自注に於いてのみ、『南征小集』では前述の和韻詩が詩題に「癸巳元日」と明示しているものみである。後者は他に「書涪溪中興碑」の詩序に「乾道癸巳春三月、余自西掖出守桂林、九日渡湘江、涑涪溪……」と記しているが、詩題としては和韻詩が唯一である。その他の紀行詩も『西征小集』では「三月十五日華谷湖尾看月出」の一首のみ、『吳船録』の紀行詩でも三首有るにすぎない。ところが紀行詩に相当しない間の詩では詩題に日付が明記されている例の比率は格段に多くなっている。『石湖詩集』巻十四の桂林在任期間に詠まれた詩を集めた「乙稿」では六首、成都在任期間に相当する『石湖詩集』巻十七では全六十七首中二十首の多きに至っている。これは紀行詩にあつては、バラレルに書かれた紀行文が日記形式によつて、バラレルに示された地名と対照することであるため、紀行詩に示された地名と対照することから、わざわざ詩題に明記する必要がないのであろう。紀行という空間の連続性が伴わない場合、詩が詠まれるのは特別な出来事があった日に多く、そのため詩題という散文の場を借りて記録を留めておくことが自然な表現行為となつたの

であらう。

詩題に制限がない場合詩題そのものが記録性を帯びていたことは以上の通りである。では『北征集』のように詩題が限定される場合はどうであらうか。この場合詩題に替わって詩注が記録的要素を補う役割を担っているのである。『北征集』では七十二首全ての詩題の下に詩注が施され、紀行の状況、もしくは詩題にあたる地名の地理的状況説明などがなされている。逆に『南征小集』では第一首の詩題の下に『石湖集』編纂の際に附された自注があるのみで、原來は詩注の施された詩は一首もなかったものである。『西征小集』及び『吳船録』の紀行詩では折衷されるようになるが、やはり地名だけのような比較的短い詩題に詩注が施されるという原則は当てはまっている。

このような詩題の下の自注は、范成大にあつても紀行詩に特有な形態である。紀行詩以外では「以下」という形で連作詩であることを示すもの以外はほとんど見うけられない。

では紀行詩以外に於て散文によつて補助的説明を課す場合どのようなかという点、詩序の形式が用いられるのが一般的である。『石湖詩集』巻二の「秦淮」并序の詩では「自金陵復泛秦淮、宛轉數百曲。世傳始

皇東巡、自江乘渡、望氣者以爲金陵有天子氣、乃鑿長岡引潮水入焉、號曰秦淮。逶迤屈曲、不類人功、故又傳爲龍所開也。」（金陵より復た秦淮に乏び、宛轉すること數百曲たり。世に傳ふるに始皇東巡するに江乘より渡る。氣を望む者おきかへを以てらく金陵に天子の氣有りと。乃ち長岡を鑿ちて潮水を引き入れ、號して秦淮と曰ふ。逶迤屈曲、人功に類せず。故に又傳ふるに龍の開きし所と爲すなり。）と自らの行動及び地名の由来、伝説などを序の形式によつて述べている。それ以前の「榮木」「兩木」（俱に卷一所収）から「四時田園雜興六十首」（卷二十七所収）のような連作詩や賦に於いても序の形式が採られている。このような詩序という形式の散文による補助は極めて伝統的な手法である。

では紀行詩は何故詩序の形式によらず詩注という形式を用いたのか。一体詩序と詩注とはどこに違いがあるのだろうか。序は無論詩の展開を導くものであり、詩と不可分の関係にあることは言うまでもないが、『文選』の分類でもあることから明らかなように、古來散文文体ジャンルの一とみなされる程に重要な位置を占める存在である。紀行詩のような一連の作品群では、序の有無によつて形式の統一性も左右されてしまう。しかし詩注というのであれば、あくまで詩に附随する

ものとして、紀行詩の構成の大勢に影響は無く統一性は保持されるのである。このように紀行詩が最初の試みに於いて詩体・詩題の形式の統一性を優先させたことによって、詩の補助的散文の役割が変化を来たすようになつたと考えられる。詩の形式を問題にしくなつた『南征小集』では「合江亭」「書涪溪中興碑後」の二首が序を附した詩となっており、上記の結論が首肯できよう。

#### 結語

以上范成大の紀行文と紀行詩の相關關係を検討してきた結果、彼にとつての詩と散文という表現形態に於ける意識の違いが確認できた。彼の紀行を主題とする作品を通時的に見てみると、元來紀行文は公的記録としての『攬轡錄』の形式を踏襲して確立するようになり、一方紀行詩はそれ自体独自に作品化が試みられ、両者は相互に関連しながらもそれぞれ独立した作品として変遷の過程を辿ってきた。それは彼が紀行というこの上なく魅力的な素材に臨み常に新しい表現の試みをしてきたことの結果に他ならない。本稿では紀行を直接に扱った紀行文・紀行詩に限って言及してきたが、

彼のその他の著作、桂林の博物志『桂海虞衡志』や故郷呉郡の地方志『呉郡志』もまた旅という経験を通しての産物である。一生を旅に過ごしたと言っても過言ではない范成大が、自ら編纂した詩集の巻頭に「行路難」と題する詩を置いていることは極めて象徴的であると言えよう。

#### 注

(1) 本稿に於いては上海古籍出版社・中国古典文学叢書『石湖詩集』（全一冊）を底本として使用する。

(2) 『石湖詩集』の版本流布の状況については張劍霞『范成大研究』（台湾学生出版・中国文学研究叢刊）第二章 第一節の石湖集の項で論及されているので参照されたい。

(3) 同時代の陸游の『劍南詩稿』もまた作者自身の編年による編纂であり、やはり自ら編集した特定期間の作品が先行していたことが、村上哲見「陸游『劍南詩稿』の構成とその成立過程」（『小尾博士古稀記念中国学論集』所収）に指摘されている。

(4) 平安書肆瑤芳堂刊行『和刻本漢詩集成』所収

(5) 『石湖詩集』卷十四は全て桂林在任期間に詠まれた詩で、紀行文ではないが、最初の詩題「晚春二首」の下に「以下桂林作、舊在乙稿」と自注があることから、ここでは便宜上「乙稿」と称する。

(6) 『杜工部集』卷三所収。この杜甫の紀行詩を専ら論じた論文としては鈴木虎雄「杜甫の紀行詩」

(『支那文学研究』)、程千帆・莫砺鋒「崎嶇の道路與偉麗の山川―讀杜甫紀行詩札記」(上海古籍出版社『被開拓的詩世界』所収)があるので参照されたい。

(7) 拙稿「南宋期の紀行文に於ける時空間表現をめぐって―表現行為としての記録―」(『お茶の水女子大学中国文学会報』第八号)を参照されたい。

(8) 小川環樹「范成大の生涯とその文学」(朝日新聞社『風と雲』中国文学論集所収)に「一たい宋代では金に使いする際には、帰朝ののち、交渉の始末をくわしく記録した「語録」を上るならわしであった。范氏の『攬轡録』もその副産物であろうが、「語録」は事実をできるだけそのままにするのがたてまえであるから、俗語などもまじるくらいで、必ずしも文章として作られたものではない。

い。」という指摘がある。

(9) 前者は『石湖詩集』卷二「十月朔客建業、不得與兄弟上冢之列、悲感成詩」(十月朔建業に客し、兄弟と冢の列に上るを得ず、悲感して詩を成す)。後者は同じく卷二の「九月三日宿胥口、始聞雁」(九月三日胥口に宿し、始めて雁を聞く)。

(10) 陸游『劔南詩稿』卷二十五に「夜讀范至能攬轡録、言中原父老見使者多揮涕、感其事作絶句」(夜范至能が攬轡録を讀むに、中原の父老使者を見て多く涕を揮ふと言ふ。其の事に感じて絶句を作る。)と題する詩があり、錢仲聯の校注ではその詩の制作年を紹興三年の冬に山陰で詠んだものと推定している。

(11) 范成大は陵寢の地を回復し、受書の礼を更定すると二つの大任を背負って金に使いし、成功こそ納めなかったものの彼の金主との謁見に際しての剛毅な態度は金主をも唸らせたほどで、以後孝宗の絶大な信任を得ることになる。この間の事情は周必大「神道碑」「宋史」伝はもとより羅大經「鶴林玉露」甲編卷之一「范石湖使北」、岳珂「桎史」卷四「乾道受書禮」といった随筆の一条としても取りあげられている。



(12) 一四二二年に結ばれた不平等条約で、淮水を国境線とし、君臣の關係として歳貢に銀二十五万両、絹二十万匹納めることを義務づけた取り決め。

(13) 『石湖詩集』では「壺春堂」と題しているのに対し、『攬轡録』では「喜春堂」となっている。

(14) 紹興二十九年に詠まれた詩は『石湖詩集』巻七「釣臺」を指している。

(15) この時詠まれた和韻詩二首は『石湖詩集』には収められていない。

(16) この詩序では三月九日に湘江を渡り浯溪に遊ぶとしているが、『騷轡録』では二月十九日の記事となっており、恐らく詩序の記述は版本が流布する間に誤りが生じたものかと思われる。

(17) 詩序が山水記的性質を包含するものであることは小尾郊一『中国文学に現われた自然と自然観』四〇一〜四〇五頁に指摘されているので参照されたい。